

産業・環境技術政策論 第7回

製造物責任

Product Liability

長岡技術科学大学

大学院工学研究科

システム安全工学専攻

教授 山形 浩史

yamagata@vos.nagaokaut.ac.jp



写真：NITE

産業・環境技術政策論 講義の流れ

第1部 持続可能な発展

- (1) 地球環境問題
 - (2) 地球温暖化
 - (3) 地球温暖化とエネルギー
 - (4) 有害化学物質の管理
 - (5) 循環型社会の構築
 - (6) 生物多様性の保全と活用
- 演習課題

第2部 安全な社会のために

- (7) 消費者保護・製造物責任
- (8) 社会的規制
- (9) 情報セキュリティ
- (10) 安全保障問題と産業技術
- (11) 安全規制とマネジメント

第3部 社会の創造性を高めるために

- (12) 創造と知的財産権制度
- (13) 創造の知的基盤としての計量・標準
- (14) 大学とイノベーション、技術の普及

期末課題

- (15) 期末課題のためのモデルケーススタディ

製造物責任 講義内容

【事故発生状況を見る】

- 製品別事故件数
- 原因別事故件数
- 被害の程度
- ワースト5
- 事故調査
- 危害・危険情報

【消費者保護政策】

- 消費者保護政策の歩み
- 消費者の権利
- 消費者基本法

- 製品の安全
- 適正な取引・適正な表示
- 景品表示法、家庭用品品質表示法
- 試験検査、情報提供、苦情処理

【製造物責任(PL)法】

- 製造物責任と民法
- 成立までの歩み
- 製造業者、製造物の定義
- 欠陥の定義
- 製造物責任とは
- 製造物責任の免責
- 期間の制限
- 製造物責任法の意義

製品事故発生状況を調べる



製品評価技術基盤機構(NITE)の「製品事故情報・リコール情報のページ」で「2017年度事故情報収集・調査報告書」(2018年10月)を参照。
<http://www.nite.go.jp/jiko/jikojohou/index.html>

- どのような製品に多いのか？
- 製品に起因する事故と使用者の誤使用・不注意によるものの内訳は？
- 被害の程度は？
死亡、重傷、軽傷、製品破損、etc.
- 最近のワースト5は？

製品区分別事故情報収集件数 合計2,252件(2017年度)

	製品区分	件数	構成比	製品例
1	家庭用電気製品	1,439	63.9%	洗濯機、TV
2	燃焼器具	373	16.6%	石油ストーブ、こんろ
3	台所・食卓用品	154	6.8%	圧力鍋
4	家具・住宅用品	82	3.6%	浴槽、いす
5	身のまわり品	70	3.1%	バッテリー
6	乗物・乗物用品	67	3.0%	自転車
7	レジャー用品	23	1.0%	花火
8	乳幼児用品	21	0.9%	乳母車
9	保健衛生用品	15	0.7%	耳かき
10	繊維製品	8	0.4%	衣類

出典：製品評価技術基盤機構、「2019年度事故情報収集・調査報告書」(2018年10月)

製品の欠陥に起因か、誤使用か？ 原因別の事故件数(2015-17年度収集・原因判別)

事故原因区分		件数	小計
重大製品事故	製品起因	745	
	原因不明	420	1,165
非重大製品事故	製品に起因する事故	A 専ら設計・製造・表示に問題	2,009
		B 製品自体の問題＋使い方	79
		C 製造後の劣化	83
		G 不明	336
	製品に起因しない事故	D 工事、修理、輸送中の問題	82
		E 専ら誤使用・不注意な使い方	527
		F その他	444
	原因判明せず	G 原因不明	880
合計		5,605	

出典：製品評価技術基盤機構、「2017年度事故情報収集・調査報告書」(2018年10月)

原因別にみた被害の程度(2015-2017合計)

事故原因区分			人的被害			物的被害		被害なし	小計
			死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
重大製品事故			20	121	45	607	372		1165
非重大製品事故	製品に起因する事故	A			297	134	1553	25	2009
		B		1	20	3	54	1	78
		C			3	18	61	1	83
		G			15	77	244		336
	製品に起因しない事故	D		8	11	30	32	1	82
		E	18	31	117	221	124	16	527
		F	24	79	58	190	91	2	444
	原因不明	G	21	7	199	218	421	14	880
合計			83	247	765	1498	2952	60	5605

ワースト5 製品に起因する重大製品事故

順位	2016年度		2017年度	
	品名	件数	品名	件数
1	充電器	23	ノートパソコン	12
2	エアコン	18	充電器	10
3	ノートパソコン	16	電気ストーブ	9
4	電気ストーブ	16	電子レンジ	8
5	電子レンジ	14	エアコン	8
	上位5品目合計構成比	31.4%	上位5品目合計構成比	29.5%

出典：製品評価技術基盤機構、「2017年度事故情報収集・調査報告書」(2018年10月)

ワースト5 製品に起因しない事故

順位	2016年度		2017年度	
	品名	件数	品名	件数
1	ガスコンロ	25	ガス栓、継ぎ手	15
2	ガス栓、継ぎ手	23	ガスコンロ	7
3	ガス風呂釜	12	ガス風呂釜	7
4	石油ストーブ	12	はしご、脚立	7
5	はしご、脚立	11	電子レンジ	4
	上位5品目合計構成比	43.3%	上位5品目合計構成比	44.5%

重大製品事故調査の例

製品名	事故通知内容	調査結果の概要(と事業者等の対応)
ノートパソコン	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	事故原因は、当該製品のバッテリーパック(リチウムイオン電池)に使用されていたバッテリーセルの封口部に製造上の不具合によって生じた導電性異物が付着し、充放電を繰り返すうちに封口部の絶縁部が劣化し、バッテリーセルが内部短絡を起こして過熱し、火災に至ったものと推定される。
石油給湯機	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	事故原因は、当該製品の電磁ポンプに使用されているリング(パッキン・NBR製)が劣化により、硬化、収縮し、器具内に油漏れが発生し、この漏れた油に引火、火災に至ったものと考えられる。
ガストーチ	飲食店で当該製品にガスボンベを接続して使用中、周辺を焼損する火災が発生した。	事故原因は当該製品のガスボンベ取付け部の固定ネジに締め付け不良があったため、取付け部にすき間が生じてガスが漏れ、バーナーの火が引火して火災に至ったものと推定される。

Discussion: 事業者の対応はどうだったか(あなたならどうする)?

非重大製品事故における多発事例

製品名	事故通知内容	調査結果の概要(と事業者等の対応)
電気冷温水給湯器 同種6件	ウォーターサーバーのボトルが破裂し、飛散した破片で子供が裂傷を負った。	同種事故が多発しており、事故品は水素水を作ることができないウォーターサーバーであり、事故品内部の冷水タンクで生成された水素が製品内部に滞留し、サーモスタットが作動する際に発生するスパークが引火源となって爆発し、本体上部のペットボトル(8L)が破裂して事故に至ったものと推定される。
携帯電話機 同種7件	充電中の携帯電話機(スマートフォン)が焼損し、周辺が焦げた。	同種事故が多発しており、事故品は内蔵バッテリーの固定が不十分であった不具合品が混入したため、使用時の振動等によってバッテリーの固定が外れて移動し、バッテリーの変形により内部短絡が生じて焼損したものと推定される。
GPS距離測定器 (ゴルフ用、リストバンド型)	ネット通販で購入したGPS距離測定器を装着してゴルフをプレーしていたところ手首に火傷。	事故品はファームウェアに不具合があったため、使用中に外部接続用の端子に直流電圧が加わる状態となり、汗等により皮膚に微弱な電流が流れ、端子のマイナス極付近で水酸化イオンが生成されて化学火傷を負ったものと推定される。

Discussion: 事業者の対応はどうだったか(あなたならどうする)?

事故情報データベースシステム

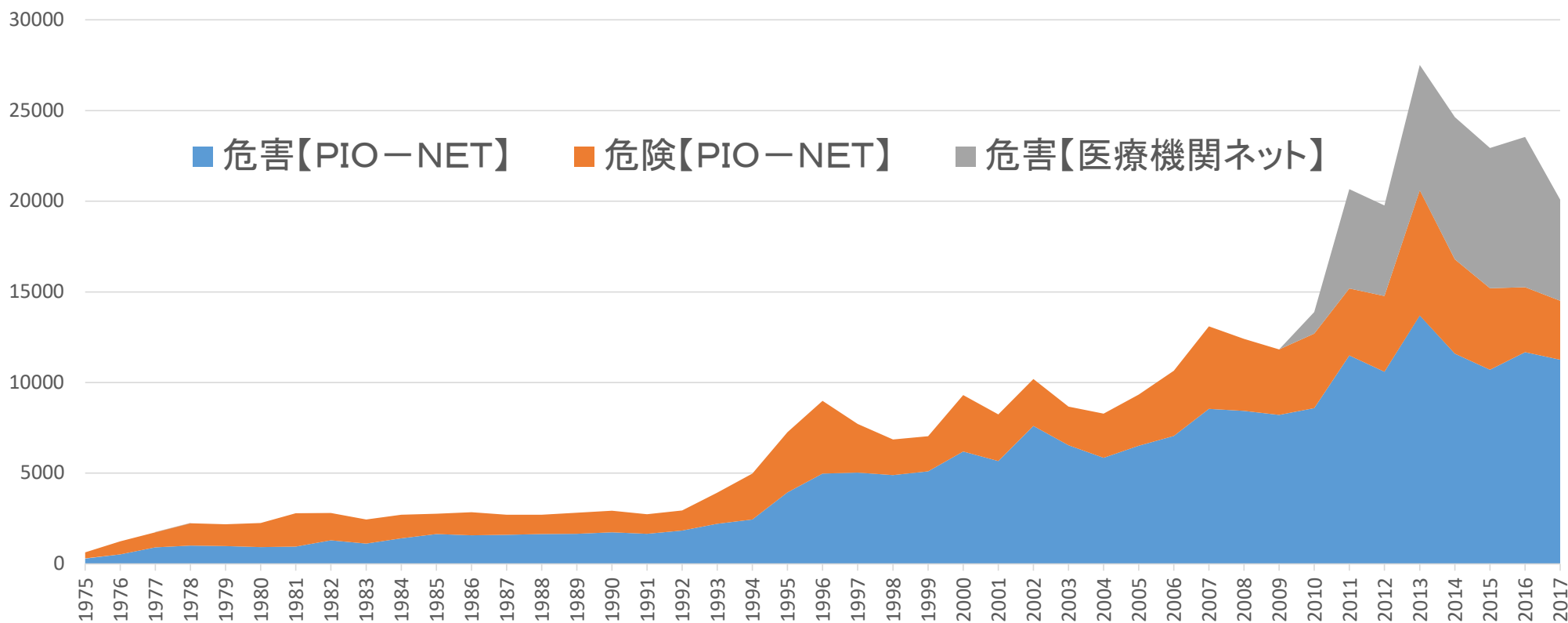
消費者庁と独立行政法人国民生活センターが運営
http://www.jikojoho.go.jp/ai_national/

累計件数: 242,765件
2019年5月現在

The screenshot shows the homepage of the Accident Information Database System. At the top, there is a blue header with the title '事故情報データベースシステム' and a navigation menu with links for 'トップ', 'ヘルプ', 'よくある質問', 'お問い合わせ', and 'リンク集'. A search bar is located on the right side of the header. Below the header, there is a main content area with a sub-header '事故情報データベースシステム' and a brief description of the system. The main content is divided into two columns: '事故情報トピックス' (Accident Information Topics) and '検索ワードランキング' (Search Word Ranking). The '事故情報トピックス' section lists various accident types such as '電子レンジ【New】', '電気こたつ【New】', 'キャリーカート【New】', '温水式浴室換気乾燥暖房機【New】', 'リチウム電池内蔵充電器', '高齢者の事故情報リスト', '充電器の事故情報リスト', '自転車の事故情報リスト', and '保育施設の事故情報リスト'. The '検索ワードランキング' section shows a list of search terms ranked from 1 to 9, including '柔軟剤', '太陽光', 'エアコン', 'レーシック', 'スマートフォン', '太陽光発電', 'こども園', '保育', '学童', and '幼稚園'. At the bottom, there is a search section titled '事故情報を閲覧する' with a search box and buttons for 'フリーワードで検索する' and '詳しい条件で検索する'. The search results show '登録件数(2019年9月〜)' as '198,050件'.

危害・危険情報件数の推移

消費生活センター（PIO-NET）＋医療機関



出典：消費生活センター、消費生活年報2016

注[1] 人身事故のあった事例を「危害」といい、人身事故のおそれのある事例を「危険」という。病院報告は危害のみ。

[2] 協力病院は2015年度に30病院となった。

商品・役務別危害・危険情報TOP 10

PIO-NET統計, 2017年度

危害情報			危険情報	
順位	商品・役務	件数	商品・役務	件数
1	健康食品	1,847	四輪自動車	455
2	化粧品	1,577	調理食品	158
3	医療サービス	800	自転車	122
4	エステティックサービス	446	菓子類	100
5	外食	390	電子レンジ類	88
6	飲料	348	携帯電話	72
7	歯科治療	325	電話関連機器・用品	68
8	賃貸アパート・マンション	252	修理サービス	56
9	美容院	246	家具類	53
10	調理食品	244	テレビ	52

出典：消費生活センター、消費生活年報2018

消費者保護政策の歩み

時代	事件・社会の動き	消費者保護関連立法
1950年代	砒素ミルク(55)、水俣病確認(56)	経済企画庁(55) 繊維製品品質表示法(55)
1960年代	にせ牛缶(60)、サリドマイド事件(62)、消費者の4つの権利(62)、カネミ油症(68)、欠陥自動車問題	薬事法(60) 電気用品取締法(61) 家庭用品品質表示法、景品表示法(62) 消費者保護基本法(68)
1970年代	PL法研究会発足(72)	国民生活センター法(70) 消費生活用品安全法(73) 訪問販売法(76)
1980年代	日弁連「欠陥商品110番」に苦情相次ぐ	割賦販売法(84) 訪問販売法改正(88)
1990年代	公明党、社会党、日弁連等が「製造物責任法案要綱」発表	製造物責任法成立(94)
2000年代	ヤミ金被害(04)、耐震偽装(05)、悪質リフォーム(05)	消費者契約法(00) 消費者基本法(04) 消費者庁設置、消費者安全法(09)

消費者の権利

ケネディ大統領「消費者の4つの権利」(1962)

- 選択をする権利
- 意見を聞かれる権利
- 情報を与えられる権利
- 安全への権利

国際消費者機構(1982)

8つの権利

- ◆ 生活のニーズが保証される権利
- ◆ 安全への権利
- ◆ 情報を与えられる権利
- ◆ 選択をする権利
- ◆ 意見を聴かれる権利
- ◆ 補償を受ける権利
- ◆ 消費者教育を受ける権利
- ◆ 健全な環境の中で働き生活する権利

5つの責任

- ◇ 批判的意識を持つ責任
- ◇ 主張し行動する責任
- ◇ 社会的弱者への配慮責任
- ◇ 環境への配慮責任
- ◇ 連帯する責任

消費者基本法：目的・基本理念

目的	消費者の利益の擁護及び増進
基本理念	【消費者の5つの権利】 安全が確保される権利 消費者が主体的合理的に選択する機会が確保される権利 消費者に必要な情報や消費者教育の機会が提供される権利 消費者の意見が消費者政策に反映される権利 消費者被害から適切かつ迅速に救済される権利 【消費者の自立を支援】
基本理念への 配慮	年齢などの消費者の特性に配慮 高度情報化社会の進展への的確な配慮 国際的な連携の確保 環境の保全への配慮

消費者基本法：事業者・消費者の責務と国の役割

【事業者の責務】

取引における公正を確保
情報を明確かつ平易に提供
消費者の知識等に配慮
苦情を適切かつ迅速に処理
国等に協力
消費者の信頼確保（環境保全、
品質向上、基準作成）

【消費者の責務】

必要な知識の修得
自主的・合理的な行動

【国の基本的施策】

安全の確保（基準の整備）
消費者契約の適正化
計量の適正化
規格の適正化
表示の適正化
公正自由な競争の促進
啓発・教育
意見の反映・透明性の確保
苦情処理体制の整備
試験・検査施設の整備

製品安全政策の体系

製品事故の未然防止

製造・輸入時

法律による事前規制

- ◆ 技術基準適合義務
- 国による技術基準作成
- 事業者、第三者による適合確認

販売時

技術基準違反への対応

- ◆ PSマーク表示義務
- ◆ 国による適合確認
- 試買テスト
- 立ち入り検査

↓ <違反対応>

- ✓ 販売・出荷停止、自主回収
- ✓ 「表示の禁止」「改善命令」
- ✓ 「危険等防止命令」

経年劣化対策

- ◆ 標準使用期間の表示義務 ◆ 長期使用製品の点検義務

↑ 規制品目の追加、技術基準改正

被害の拡大防止

使用時

重大製品事故報告・公表

- ◆ 重大製品事故の報告義務
- 重大製品事故情報の公表
- 事故原因の究明調査

↓ <リコール対応>

- ✓ リコール指導
- ✓ リコールフォローアップ
- ✓ 「危害防止命令」

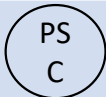
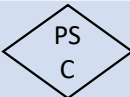
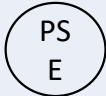
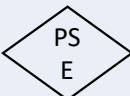

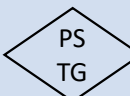


消費者への情報提供

↑ 注意喚起

再発防止

製品安全4法による事前規制

- ◆製品安全4法では、危害発生のおそれがある製品を指定し、製造・輸入事業者に対して国が定めた技術基準の遵守を義務付け。
- ◆製造・輸入事業者は、技術基準適合義務(自主検査)を履行し、技術基準を満たした製品にPSマークを表示(OPSマーク)。
- ◆危害発生のおそれが高い特別特定製品等(◇PSマーク)については、自主検査に加え、国に登録した検査機関の適合性検査を受検。

	品目数	特定製品の例	特別特定製品の例
消費生活用製品安全法	10	 圧力がま、ヘルメット	 乳幼児用ベッドライター
電気用品安全法	457	 電気スリッパ、電気トースター	 電気便座、電気温水器
ガス事業法	8	 屋外式ガスストーブ ガスコンロ	 半密閉燃焼式ガス ストーブ
LPG保安等法	16	 屋外式ガスストーブ	 半密閉燃焼式ガス ストーブ

適正な取引及び表示

分野横断的	個別分野毎
計量法 消費者契約法 景品表示法 独占禁止法	家庭用品品質表示法 農林水産規格(JAS) 日本工業規格(JIS) 特定商取引に関する法律(訪問販売、ネット販売など) 旅行業法、保険業法 宅地建物取引業法など

正確な「表示」の意義

- 正確な情報に基づく消費者の選択
- 残余リスク情報の正確な伝達
- 省エネルギー、環境負荷などに関する正確な情報提供など、新しい要請も加わっている

景品表示法

不当な表示や過大な景品類の提供が行われると、消費者の選択に悪影響を与える

表示規制

優良誤認(4条1項1号) 商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

① 内容について、実際のものよりも著しく優良であると表示

例 10万キロ以上走行した中古自動車に「3万5千キロ走行」と表示した場合

② 内容について、事実に相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると表示

例 「この技術は日本で当社だけ」と広告しているが、実際は競争業者でも同じ技術を使っていた場合

有利誤認(4条1項2号) 商品・サービスの価格その他の取引条件についての不当表示

① 取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示

例 「優待旅行を特別価格5万円で提供」と表示しているが、実際は通常価格と変わらない場合

② 取引条件について、競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示

例 「他社商品の1.5倍の量」と表示しているが、実際は他社商品と同程度の内容量しかない場合

懸賞規制

懸賞総額は、売上予定総額の2%まで(商店街など共同の場合は3%)

家庭用品品質表示法

- **目的:**一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのないように、事業者に適正な表示を行なうよう要請すること
- **指定品目:**現在105品目
繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品のうち、消費者がその購入に際し品質を識別することが困難で、特に品質を識別する必要性の高いもの
- **表示の標準:**表示事項と遵守事項
成分、性能、用途、取扱い上の注意など、品質に関して表示すべき事項(表示事項)とその表示事項を表示する上での遵守事項とが品目ごとに定められている

表示事項の例：電気機械器具の場合

1 電気洗濯機	標準使用水量	外形寸法		
2 ジャー炊飯器	最大炊飯容量	区分名	蒸発水量	年間消費電力量
	1回当たりの炊飯時消費電力量 1時間当たりの保温時消費電力量 1時間当たりのタイマー予約時消費電力量 1時間当たりの待機時消費電力量			
3 電気毛布	種類	繊維の組成		
4 電気冷蔵庫	定格内容積	消費電力量	外形寸法	

以上のほか、使用上の注意と表示者名も表示事項となっている。

種	類	敷毛布
繊維の組成	毛50%	レーヨン50%
☆☆エレクトリック㈱		

表示例：電気毛布の場合

種	類	敷毛布
繊維の組成	毛50%	レーヨン50%
使用上の注意		
<ul style="list-style-type: none"> ・使用方法に関する注意事項 ・点検・手入れに関する注意事項 		
☆☆エレクトリック㈱		

試験検査、情報提供、苦情処理 を担う消費者保護関連機関



国民生活センター

NCAC

消費生活センター



製品評価技術
基盤機構

NITE

商品テスト機関

国民生活センター



National Consumer Affairs Center

- 1970年に「国民生活センター法」によって設立された。
- PIO-NET(パイオネット:全国消費生活情報ネットワーク・システム)を運営しており、以下のような情報を提供。
 - 危害情報システム:全国の消費生活センターや協力病院から寄せられた商品・サービス等に関連した事故情報の収集と提供
 - 消費者判例情報
 - 商品テスト情報
 - 生活問題専門家リスト

地方自治体の消費生活センター

設置主体	センター数
都道府県	102
政令指定都市	31
その他の市・特別区	648
町	2
合計	412

(平成27年4月1日現在)

- 都道府県・市町村の行政機関
- 国民生活センター等と連携を保ちつつ、消費者への情報提供、苦情処理、商品テスト等の消費者保護施策を実施
- 地方公共団体が条例等によって独自に設置するものであることから、その名称も消費者センター・生活科学センター・県民生活センター等と様々
- 規模も地域の実情に応じて

製品評価技術基盤機構



National Institute of Technology and Evaluation

- 消費者団体、地方自治体、消費生活センター、製造事業者、流通業者および一般消費者等の協力を得て、製品事故に関する事故情報の収集・蓄積を行なう
- 収集した事故情報の整理・分析
- 事故原因解明のためのテスト・検証
- 「事故情報のページ」を通じた情報提供
 - 製品の不具合や欠陥に関する社告
 - 事故の原因究明などを行なった調査報告書
 - 事故の原因究明などを行なうことのできる専門的な調査・検査機関

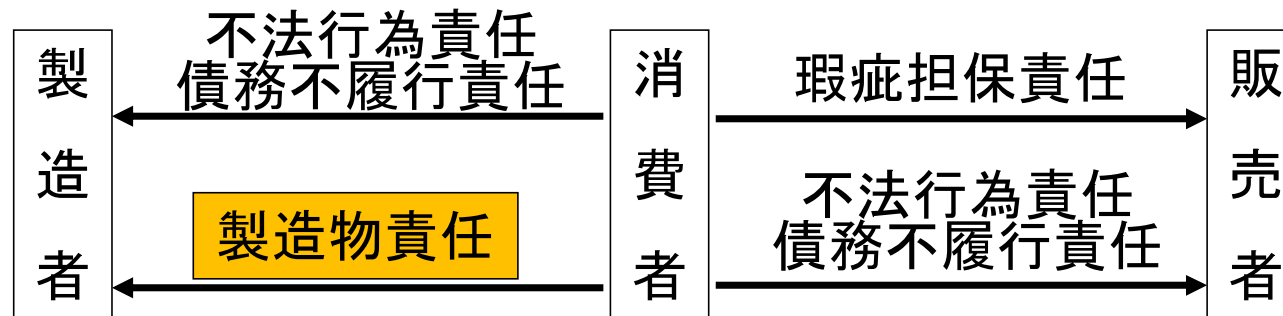
商品テスト機関

1. 規格・基準への適合性試験
当該商品について、法律等で定められた規格・基準に適合しているかどうかを試験する場合
2. 性能・成分等の計測・分析試験
当該商品について、依頼者の指定する各種性能・成分等を試験する場合
3. 苦情・事故等の原因究明のための試験
製品関連事故に関連する苦情処理のため、または紛争処理のために必要な、事故原因究明のための試験をする場合

Discussion:

消費者基本法に抜けているものは？

欠陥製品と製造者・販売者の責任



不法行為責任
民法709条

①加害行為について行為者に故意または過失が存在すること ②損害が発生したこと ③加害行為と損害発生との間に因果関係が存在することを被害者が立証。
加害者にとって損害の発生が予見不可能である場合には、結果回避義務を課すことができない。

債務不履行責任
民法415条

売主は安全な製品を売るという合意が履行されなかったとして損害賠償責任

瑕疵担保責任
民法570条

特定物(主に中古品)売買にのみ適用される。
損害賠償の範囲は狭く、製品に起因する拡大損害の賠償は望めない。

製造物責任

製造物責任の無過失責任化。

製造物責任法(PL法): 成立までの歩み

欧米		日本
米国で無過失責任に基づく初の判決	1963	
米国で第二次不法行為リステイトメント402条A(製造物責任の無過失責任化)	1965	
	1975	国民生活審議会消費者救済特別研究委員会最終報告 日本私法学会「製造物責任法要綱試案」
	70年代後半	カネミ油症事件、スモン事件などの訴訟で被害者が有利な方向で解決
ECで製造物責任に関する指令	1985	
	80年代後半	日弁連、消費者団体、政党などが立法提案
	1995	製造物責任法施行

製造物責任法：製造物の定義

(定義)

第二条 この法律において「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう。

「動産」とは、不動産以外の全ての物をいう

「物」とは、空間の一部を占める有形的存在としての「有体物」

無体物：	電気	プログラム
有体物：	発電機	コンピューター

未加工の自然産物は対象外

製造又は加工：	加熱、味付け	煮付け
加工に当たらない：	切断、冷凍、冷蔵、乾燥	刺身

製造物責任法：欠陥の定義

(定義)

第二条

2 この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、**当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること**をいう。


消費者期待基準

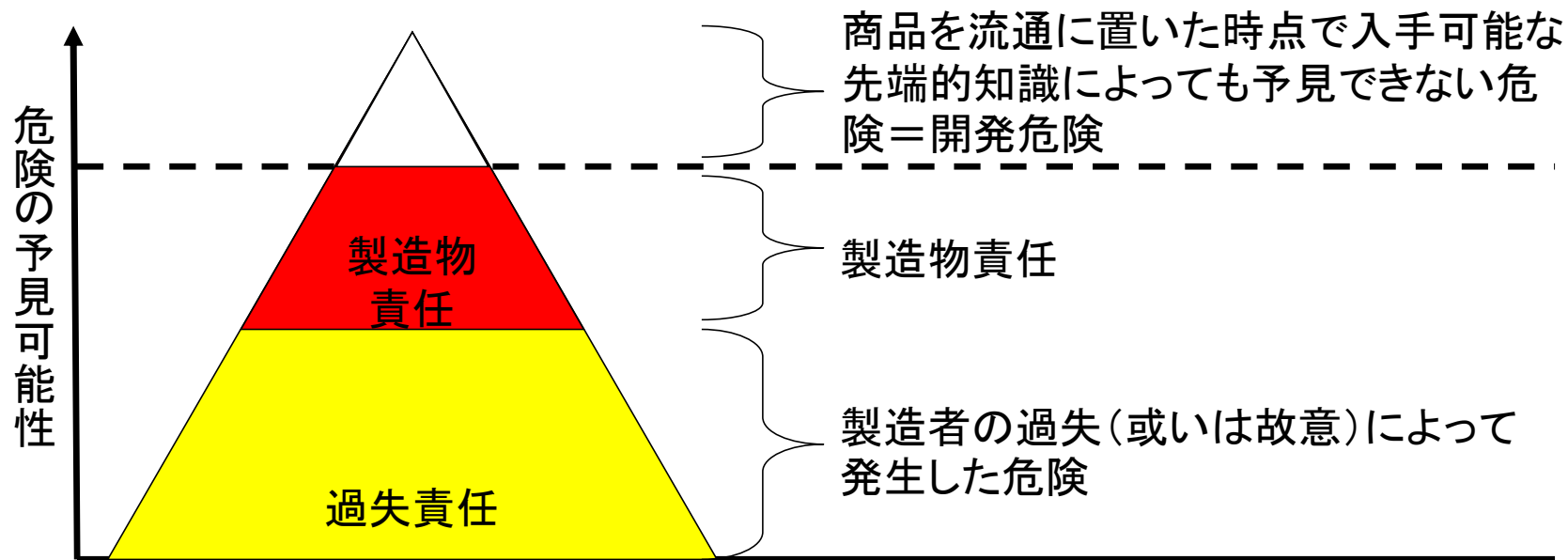
欠陥の3類型：設計上の欠陥
製造上の欠陥
指示・警告上の欠陥

製造物責任法：欠陥の定義（開発危険の抗弁）

（免責事由）

第四条 前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。

- 一 当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと。



Discussion: 開発危険の抗弁を認める？

消費者、製造業者の立場から議論せよ

<消費者>
認めると、

<製造業者>
認めないと、

製造物責任法：製造業者等の定義

3 この法律において「製造業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一 当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者（以下単に「製造業者」という。）

二 自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者

三 前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者

製造業者：最終製品のみならず、部品、原材料の製造業者を含む

表示製造業者：OEM製品の供給を受けた者。「製造者」、「製造元」、「謹製」などの表示。
誤認させるような、ブランド名の表示

実質的製造業者：販売にとどまらず、製造に深く関与した者

製造物責任法：製造物責任とは

（製造物責任）

第三条 製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第三項第二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であつて、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。

製造物責任の要件

- ① 賠償義務者は、「製造業者等」
- ② 「製造物」によって損害が発生
- ③ 「引き渡した」こと
- ④ 「欠陥」が存在したこと
- ⑤ 「損害」が発生したこと
- ⑥ 欠陥と損害発生との「因果関係」

被害者が左記の要件の立証責任(③を除く)

損害賠償の範囲：特に定めがない

人身損害

物的損害

事業上の損害

純粹経済損害(休業補償など)

懲罰的賠償は含まない

製造物責任法：製造物責任の免責

(免責事由)

第四条 前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。

二 当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。

製造業者から指示された設計にのみ従った場合は、免責
ただし、用途が予見可能な場合は、責任あり

製造物責任法：期間の制限

(期間の制限)

第五条 第三条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行わないときは、時効によって消滅する。

消滅時効： 3年

その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したときも、同様とする。

法定責任期間： 10年
(一般的な耐用年数)

2 前項後段の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。

潜伏期間があるものは
損害発生時から起算
(例：アスベストによる健康被害)

Discussion: 製造物責任法の意義